

国立大学法人九州大学年俸制給与（教育職基本年俸）の適用に関する細則

令和元年度九大就規第42号
制 定：令和 2年 3月27日

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「職員給与規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、年俸制給与（教育職基本年俸表）を適用する教員（以下「教育職年俸教員」という。）の給与に関する事項について定めるものとする。

（対象者）

第2条 教育職年俸教員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の教員となった者又は当該教員の退職に伴う補充により本学の教員となった者（以下「承継職員（教員）」という。）で、年俸制給与（教育職基本年俸表）の適用を希望する者
 - (2) 承継職員（教員）で、昇任又は配置換となる者
 - (3) 承継職員（教員）に新たに雇用される者
- 2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、本学が特に認める場合は適用しないことがある。この場合の取扱いについては別に定める。

（給与の種類）

第3条 教育職年俸教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。

（基本年俸）

第4条 教育職年俸教員の基本年俸は、別表第1に定めるところによる。

- 2 前項に規定する基本年俸の計算期間は、毎年1月1日から12月31日までとし、基本年俸の12分の1の額（以下「基本年俸の支給月額」という。）を毎月21日（ただし、その日が国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。以下同じ）に支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業年度の途中で新たに教育職年俸教員となった者の基本年俸は、第1項により決定される基本年俸を基礎とし、教育職年俸教員となった日から事業年度の末日までの期間に応じて決定し、毎月21日に支給する。

（業績給）

第5条 業績給は、1年毎に前事業年度の業績評価を行い、当該評価結果を反映して決定する。

- 2 前項に規定する業績給は6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び退職者等に対し、6月30日及び12月10日（ただし、その日が国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。）に支給する。
- 3 第1項に規定する業績給については、職員給与規程第31条第2項から第31条第5項の規定を準用する。ただし、基本給及びこれに対する地域手当等の月額の合計額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額、職員給与規程第16条、第16条の2及び第16条の3の規定を準用して得た地域手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、地域調整手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び広域異動手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額の合計額（以下「業績給基礎額」という。）とする。この場合において、職員給与規程第31条第2項及び第31条第3項、第31条第5項の規定中「勤勉手当」とあるのは、「業績給」と、職員給与規程第31条第3項の規定中「勤務成績」とあるのは、「業績評価結果」と、職員給与規程第31条第3号及び第31条第4号の規定中「勤勉手当基礎額」とあるのは、「業績給基礎額」と読み替えるものとする。

（諸手当）

第6条 諸手当は、基本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試手当、学位

論文調査手当、診療従事手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、遠隔地手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当及び期末手当とする。

- 2 基本給調整額の支給は、職員給与規程第12条の規定を準用する。ただし、基本給調整額は、職員給与規程別表第1-10に掲げる調整基本額表のハを準用して得た額とする。
- 3 管理職手当の支給は、職員給与規程第14条の規定を準用する。ただし、管理職手当は職員給与規程別表第1-12に掲げる教育職基本給表を準用して得た月額とする。
- 4 初任給調整手当の支給は、職員給与規程第15条の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第15条第1項の規定中「教育職基本給表の適用を受け」とあるのは、「教育職基本年俸表の適用を受け」と読み替えるものとする。
- 5 地域手当及び地域調整手当並びに広域異動手当の支給は、職員給与規程第16条及び第16条の2並びに第16条の3の規定を準用する。ただし、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額並びに職員給与規程第14条の規定を準用して得た管理職手当、職員給与規程第17条の規定を準用して得た扶養手当の月額の合計額とする。
- 6 扶養手当の支給は、職員給与規程第17条の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第17条第2項の規定中、「教育職基本給表」とあるのは、「教育職基本年俸表」と読み替えるものとする。
- 7 期末手当の支給は、職員給与規程第30条の規定を準用する。ただし、職員給与規程第30条第3項に掲げる基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等の月額の合計額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額、第17条の規定を準用して得た扶養手当額並びに職員給与規程第16条、第16条の2及び第16条の3の規定を準用して得た地域手当額、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。また、職員給与規程第30条第4項に掲げる基本給及びこれに対する地域手当等の月額の合計額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額、職員給与規程第16条、第16条の2及び第16条の3の規定を準用して得た地域手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、地域調整手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び広域異動手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額の合計額とする。この場合において、職員給与規程第30条第5項の規定中、「基本給月額」とあるのは、「基本年俸の支給月額」と読み替えるものとする。
- 8 住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、診療従事手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、遠隔地手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当の支給は、職員給与規程第18条から第25条まで及び第27条から第29条までの規定を準用する。
- 9 第1項に規定する諸手当の計算期間及び給与の支給日については、職員給与規程第2条第1項の規定を準用する。

（退職手当）

第7条 教育職年俸教員には、国立大学法人九州大学職員退職手当規程（平成16年度九大就規第27号。以下「退職手当規程」という。）の規定に基づき、退職手当を支給する。ただし、退職手当規程第3条から第7条に規定される基本給は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額と、第8条の2に規定される基本給等の月額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得られた基本給調整額の合計額、職員給与規程第17条の規定を準用して得た扶養手当の月額並びに職員給与規程第16条、第16条の2及び第16条の3の規定を準用して得られたこれらに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。この場合において、第8条別表2の規定中「教育職基本給表」とあるのは「教育職基本年俸表」と、読み替えるものとする。

（その他）

第8条 教育職年俸教員の給与に関する事項については、この細則に定めるもののほかは、職員給与規程の規定を準用する。この場合において、第5条1項及び第13条の規定中「基本

給」とあるのは「基本年俸の支給月額」と、第8条第2項の規定中「基本給表に定める基本給月額」とあるのは「基本年俸の支給月額」と、第10条の規定中「基本給」とあるのは「基本年俸」、「基本給額」とあるのは「基本年俸の額」と、第11条の規定中「基本給」とあるのは「基本年俸」と、「基本給表」とあるのは「基本年俸表」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 現に国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）の適用を受けている教員であって、この細則施行後に教育職年俸教員となるものの退職手当の額は、退職手当規程第2条の2による退職手当の額から、教育職年俸教員となる日の前日までの間に支給された業績給のうちの退職手当相当額の総額を控除した額とする。

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の 級	1	2	3	4	5
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	円	円	円	円	円
1	2,082,000	2,596,800	3,325,200	3,891,600	4,872,000
2	2,107,200	2,624,400	3,361,200	3,926,400	4,899,600
3	2,131,200	2,650,800	3,394,800	3,963,600	4,928,400
4	2,155,200	2,677,200	3,428,400	3,999,600	4,958,400
5	2,178,000	2,702,400	3,462,000	4,038,000	4,983,600
6	2,208,000	2,727,600	3,492,000	4,069,200	5,013,600
7	2,238,000	2,754,000	3,518,400	4,100,400	5,040,000
8	2,268,000	2,779,200	3,547,200	4,132,800	5,070,000
9	2,299,200	2,806,800	3,578,400	4,168,800	5,090,400
10	2,332,800	2,835,600	3,608,400	4,203,600	5,120,400
11	2,365,200	2,864,400	3,637,200	4,240,800	5,148,000
12	2,397,600	2,893,200	3,668,400	4,280,400	5,175,600
13	2,427,600	2,918,400	3,696,000	4,314,000	5,192,400
14	2,450,400	2,947,200	3,720,000	4,336,800	5,218,800
15	2,472,000	2,976,000	3,745,200	4,363,200	5,245,200
16	2,496,000	3,004,800	3,765,600	4,393,200	5,272,800
17	2,520,000	3,028,800	3,792,000	4,419,600	5,298,000
18	2,540,400	3,066,000	3,817,200	4,446,000	5,326,800
19	2,562,000	3,103,200	3,841,200	4,471,200	5,354,400
20	2,582,400	3,140,400	3,865,200	4,494,000	5,383,200
21	2,605,200	3,175,200	3,889,200	4,518,000	5,408,400
22	2,628,000	3,211,200	3,918,000	4,540,800	5,436,000
23	2,650,800	3,246,000	3,949,200	4,564,800	5,464,800
24	2,673,600	3,280,800	3,982,800	4,585,200	5,492,400
25	2,695,200	3,314,400	4,006,800	4,602,000	5,516,400
26	2,720,400	3,345,600	4,030,800	4,623,600	5,542,800
27	2,745,600	3,375,600	4,056,000	4,645,200	5,568,000
28	2,770,800	3,408,000	4,084,800	4,668,000	5,594,400
29	2,792,400	3,441,600	4,113,600	4,690,800	5,619,600
30	2,818,800	3,470,400	4,138,800	4,711,200	5,647,200
31	2,846,400	3,496,800	4,161,600	4,731,600	5,673,600
32	2,874,000	3,525,600	4,183,200	4,752,000	5,698,800

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の 級	1	2	3	4	5
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
33	2,900,400	3,552,000	4,207,200	4,771,200	5,721,600
34	2,922,000	3,578,400	4,232,400	4,792,800	5,746,800
35	2,942,400	3,608,400	4,257,600	4,810,800	5,774,400
36	2,962,800	3,634,800	4,281,600	4,832,400	5,800,800
37	2,983,200	3,664,800	4,300,800	4,845,600	5,826,000
38	3,002,400	3,684,000	4,324,800	4,864,800	5,850,000
39	3,020,400	3,704,400	4,350,000	4,882,800	5,872,800
40	3,040,800	3,724,800	4,372,800	4,900,800	5,895,600
41	3,062,400	3,747,600	4,395,600	4,911,600	5,919,600
42	3,082,800	3,753,600	4,418,400	4,930,800	5,942,400
43	3,099,600	3,764,400	4,440,000	4,948,800	5,962,800
44	3,118,800	3,775,200	4,461,600	4,968,000	5,985,600
45	3,129,600	3,786,000	4,483,200	4,983,600	6,008,400
46	3,147,600	3,798,000	4,504,800	5,002,800	6,030,000
47	3,166,800	3,807,600	4,522,800	5,019,600	6,051,600
48	3,182,400	3,819,600	4,544,400	5,038,800	6,074,400
49	3,200,400	3,830,400	4,562,400	5,055,600	6,094,800
50	3,208,800	3,841,200	4,581,600	5,071,200	6,115,200
51	3,217,200	3,850,800	4,600,800	5,086,800	6,136,800
52	3,228,000	3,860,400	4,621,200	5,102,400	6,159,600
53	3,237,600	3,874,800	4,634,400	5,110,800	6,178,800
54	3,246,000	3,884,400	4,652,400	5,122,800	6,198,000
55	3,255,600	3,894,000	4,669,200	5,133,600	6,218,400
56	3,265,200	3,903,600	4,688,400	5,144,400	6,237,600
57	3,272,400	3,912,000	4,704,000	5,155,200	6,256,800
58	3,285,600	3,925,200	4,720,800	5,166,000	6,272,400
59	3,296,400	3,938,400	4,736,400	5,176,800	6,288,000
60	3,308,400	3,950,400	4,754,400	5,187,600	6,302,400
61	3,321,600	3,962,400	4,770,000	5,198,400	6,316,800
62	3,332,400	3,974,400	4,786,800	5,209,200	6,328,800
63	3,342,000	3,987,600	4,804,800	5,221,200	6,340,800
64	3,351,600	4,000,800	4,822,800	5,234,400	6,352,800

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の 級	1	2	3	4	5
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
65	3,363,600	4,009,200	4,834,800	5,245,200	6,360,000
66	3,372,000	4,022,400	4,848,000	5,257,200	6,370,800
67	3,384,000	4,030,800	4,860,000	5,269,200	6,381,600
68	3,394,800	4,044,000	4,873,200	5,280,000	6,392,400
69	3,404,400	4,051,200	4,885,200	5,292,000	6,403,200
70	3,417,600	4,064,400	4,896,000	5,304,000	6,412,800
71	3,429,600	4,075,200	4,905,600	5,314,800	6,421,200
72	3,442,800	4,088,400	4,915,200	5,326,800	6,427,200
73	3,453,600	4,092,000	4,924,800	5,338,800	6,435,600
74	3,466,800	4,104,000	4,935,600	5,349,600	6,441,600
75	3,478,800	4,116,000	4,945,200	5,360,400	6,451,200
76	3,492,000	4,128,000	4,954,800	5,372,400	6,458,400
77	3,498,000	4,140,000	4,963,200	5,382,000	6,464,400
78	3,510,000	4,152,000	4,969,200	5,388,000	6,471,600
79	3,520,800	4,162,800	4,974,000	5,396,400	6,478,800
80	3,531,600	4,173,600	4,978,800	5,403,600	6,486,000
81	3,542,400	4,185,600	4,982,400	5,413,200	6,493,200
82	3,553,200	4,197,600	4,987,200	5,421,600	
83	3,564,000	4,209,600	4,990,800	5,425,200	
84	3,573,600	4,221,600	4,995,600	5,432,400	
85	3,577,200	4,228,800	4,999,200	5,437,200	
86	3,586,800	4,236,000	5,004,000	5,442,000	
87	3,596,400	4,243,200	5,008,800	5,446,800	
88	3,607,200	4,250,400	5,013,600	5,450,400	
89	3,618,000	4,257,600	5,017,200	5,454,000	
90	3,625,200	4,262,400	5,022,000	5,457,600	
91	3,633,600	4,267,200	5,026,800	5,463,600	
92	3,640,800	4,273,200	5,030,400	5,467,200	
93	3,648,000	4,279,200	5,034,000	5,470,800	
94	3,656,400	4,284,000	5,038,800	5,474,400	
95	3,664,800	4,290,000	5,042,400	5,478,000	
96	3,673,200	4,296,000	5,046,000	5,481,600	

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の 級	1	2	3	4	5
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
97	3,675,600	4,303,200	5,049,600	5,485,200	
98	3,681,600	4,309,200	5,054,400	5,491,200	
99	3,687,600	4,314,000	5,058,000	5,494,800	
100	3,693,600	4,320,000	5,061,600	5,498,400	
101	3,697,200	4,324,800	5,065,200	5,502,000	
102	3,702,000	4,330,800	5,070,000		
103	3,705,600	4,334,400	5,073,600		
104	3,712,800	4,340,400	5,077,200		
105	3,717,600	4,346,400	5,080,800		
106	3,722,400	4,351,200	5,085,600		
107	3,726,000	4,357,200	5,089,200		
108	3,730,800	4,363,200	5,092,800		
109	3,733,200	4,368,000	5,096,400		
110	3,738,000	4,374,000	5,100,000		
111	3,742,800	4,380,000	5,103,600		
112	3,747,600	4,384,800	5,107,200		
113	3,751,200	4,389,600	5,110,800		
114	3,756,000	4,394,400	5,114,400		
115	3,759,600	4,400,400	5,118,000		
116	3,763,200	4,405,200	5,121,600		
117	3,766,800	4,410,000	5,124,000		
118	3,771,600	4,414,800			
119	3,776,400	4,420,800			
120	3,781,200	4,425,600			
121	3,783,600	4,429,200			
122	3,786,000	4,434,000			
123	3,789,600	4,440,000			
124	3,793,200	4,443,600			
125	3,796,800	4,448,400			
126	3,799,200	4,454,400			
127	3,802,800	4,460,400			
128	3,807,600	4,465,200			

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の 級	1	2	3	4	5
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
129	3,811,200	4,470,000			
130	3,814,800	4,476,000			
131	3,819,600	4,482,000			
132	3,822,000	4,488,000			
133	3,824,400	4,494,000			
134	3,828,000	4,500,000			
135	3,831,600	4,506,000			
136	3,834,000	4,512,000			
137	3,837,600	4,518,000			
138	3,840,000	4,524,000			
139	3,843,600	4,530,000			
140	3,847,200	4,536,000			
141	3,850,800	4,542,000			
142	3,855,600				
143	3,860,400				
144	3,865,200				
145	3,867,600				
146	3,872,400				
147	3,876,000				
148	3,880,800				
149	3,883,200				
150	3,888,000				
151	3,891,600				
152	3,896,400				
153	3,898,800				
154	3,903,600				
155	3,908,400				
156	3,913,200				
157	3,915,600				